

除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第15版）の改訂について

1. 除染特別地域における除染等工事暫定積算基準の改定内容

下記の改訂内容を反映したものを「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準（第16版）」とする。

2. 改訂内容

(1) 直接工事費

- ① 歩掛り根拠としていた「土木工事標準積算基準（国土交通省24年度版）」の改正に準じて、土木工事標準積算基準（国交省令和4年度版）に基づき改正。

6道路-6.1舗装された道路-6.1.2.6路面清掃車による清掃。機械経費運転手[除染一般]（0.14倍→0.15倍）、助手[普通除染作業員]（0.13倍→0.15倍）、路面清掃車（容量 $3.1\text{m}^3 \rightarrow 2.5\text{m}^3$ ）、諸経費（9.0%→19.0%）

- ② 新規工種として、8農地-8.1水田-8.1.7石礫除去-8.1.7.1-(1)^{注1}石礫除去（人力）、8.1.7.1(2)^{注1}石礫除去（機械）、8.1.7.1(3)^{注2}土のう袋への袋詰め、8.1.7.1(4)^{注2}小運搬を追加。

注1：「令和4年度 土地改良事業等請負工事歩掛」を根拠とする。

注2：8.1.7.1-(3)は8.1.2.2-(1)-③を参照、8.1.7.1-(4)は8.1.2.2-(1)-④を参照

- ③ 新規工種として、8農地-8.2畑-8.2.7石礫除去-8.2.7.1-(1)^{注1}石礫除去（人力）、8.2.7.1-(2)^{注1}石礫除去（機械）、8.2.7.1-(3)^{注2}土のう袋への袋詰め、8.2.7.1-(4)^{注2}小運搬を追加。

注1 8.1.7.1-(1)項参照、8.1.7.1-(2)項参照

注2 8.1.2.2-(1)-③項参照、8.1.2.2-(1)-④項参照

- ④ 歩掛り根拠としていた「土木工事標準積算基準（国交省平成24年度版）」の改正に準じて「土木工事標準積算基準（国交省令和4年度版）」に基づき改正する。

18仮設等-18.1.1.1-(1)足場。変更は適用範囲の一部変更及び歩掛の変更。適用範囲（12m以上、12m未満→2m以上30m以下）、労務費（普通除染作業員1.40→1.20、とび工5.80→6.30）、機械経費（1.20→1.40）、諸雑費（36.0%→34.0%）に変更。

- ⑤ 歩掛り根拠としていた「治山林道必携積算・施工編（平成25年度版）」の改訂に準じて「治山林道必携積算・施工編（令和4年度版）」に基づき改正。

18仮設等-18.4.1敷鉄板設置・撤去-18.4.1.1敷鉄板設置・撤去を変更した。変更は適用範囲の一部変更及び歩掛の変更。作業指揮者（0.96人→2.95人）、特殊除染作業員→とび工（2.10人→2.95人）、普通除染作業員（4.30人→2.95人）、運転手[除染特殊]（0人→2.95人）、トラッククレーン→バックホウ[クローラ型]（2.50日→3.13日）、軽油（0L→設置170.0L、撤去160.0L）

- ⑥ 建設機械等の油脂燃料費の規格を変更。
軽油は「小型ローリー、パトロール給油」とし、ガソリンは「スタンド給油」を標準とする。

(2) 間接工事費

- ① 共通仮設費
諸経費動向調査結果（環境省）を踏まえて改訂は行わない。
- ② 現場管理費
上記に同じ。
- ③ 一般管理費
国土交通省「土木工事標準積算基準（令和5年度版）」に準じて改訂は行わない。

3. 適用日

令和5年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。